

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」に係る 関係府省の自主的点検結果

【重要検討項目】

①: 科学的なリスク評価の推進等

- a) リスク評価の推進、目標値等の設定
- b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用
- c) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応

②: ライフサイクル全体のリスクの削減

- a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進
- b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
- c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応
- d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置

No.	施策等の名称		施策担当
31	②a)	化学物質審査規制法における規制の実施	厚生労働省、経済産業省、環境省
32	②b)	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質含有製品の適正な取扱い	厚生労働省、経済産業省、環境省
33	②a)b)	ライフサイクル全体における水銀対策の推進	経済産業省、環境省
34	②b)	【再掲】化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表	経済産業省、環境省 (No.02の再掲)
35	②a)	農薬取締法における規制等の実施	農林水産省、環境省
36	②b)	大気汚染防止等規制	環境省
37	②d)	事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置	環境省
38	②b)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策	環境省
39	②b)	水質汚濁防止法(排出水の排出等の規制)の推進	環境省
40	②d)	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の届出	環境省
41	②d)	水環境の危機管理・リスク管理推進事業	環境省
42	②c)	土壌汚染対策法における取組	環境省
43	②c)	農用地土壌汚染防止法における取組	農林水産省、環境省
44	②d)	油等汚染対策国内対応事業	環境省
45	②b)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理	環境省
46	②b)	ストックホルム条約対象物質含有製品の廃棄物処理に向けた処理方策等の検討	環境省
47	②b)	バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等の輸出入管理	経済産業省、環境省
48	②b)	家電リサイクル法及び自動車リサイクル法並びに廃棄物処理法の広域認定制度等による拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進	経済産業省、環境省
49	②c)	PCB特別措置法の取組推進	環境省
50	②c)	埋設農薬処理の進行管理	農林水産省
51	②d)	海上における環境・防災対策の充実強化	国土交通省

52	②a)	代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策※	経済産業省、環境省
----	-----	----------------------	-----------

※地球環境部会の議論を踏まえ、6月の環境保健部会にて提出予定

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	31	府省名	ア)厚生労働省 イ)経済産業省 ウ)環境省
部局名	ア)医薬・生活衛生局 イ)製造産業局 ウ)総合環境政策局環境保健部	課室名	ア)審査管理課化学物質安全対策室 イ)化学物質管理課化学物質安全室 ウ)環境保健企画管理課化学物質審査室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	a)化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進
1. 施策等の名称	化学物質審査規制法における規制の実施		
2. 施策等の目的・概要	化学物質審査規制法では、人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とし、新規化学物質に関する審査及び規制、上市後の化学物質に関する継続的な管理措置、化学物質の性状等に応じた規制等を行う。		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質審査規制法の施行状況 ①新規化学物質の届出・申出件数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の新規化学物質の届出件数は567件。 ・平成27年度の少量新規化学物質の申出件数は35,357件 ②規制対象物質等の指定状況(平成28年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定化学物質:31(PCB等) ・第二種特定化学物質:23(トリクロロエチレン等) ・監視化学物質:37(テトラフェニルスズ等) ・優先評価化学物質:196(フェノール、ベンゼン等) <p>・平成27年5月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第7回締約国会議の議論を踏まえ、平成28年3月に化学物質審査規制法施行令を改正し、新たに条約上の廃絶対象とすることが決定された塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを第一種特定化学物質に指定(同年4月1日施行)するとともに、当該物質が使用されている場合に輸入することができない製品群を指定(同年10月1日施行予定)した。</p> <p>・化学物質審査規制法については、平成21年の法改正時の附則で施行後5年を経過した場合の見直しが規定されていることから、施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行うため、関係省において平成27年8月に「化審査法施行状況検討会」を設置し、検討を開始し、平成28年3月に報告書を取りまとめた。</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): (厚生労働省)215,011(千円)の内数 (経済産業省)499,142(千円)の内数 (環境省)505,744(千円)の内数</p> <p>平成27年度(執行ベース): (厚生労働省)出納整理期間中(当初予算:170,075(千円)の内数) (経済産業省)出納整理期間中(当初予算:567,000(千円)の内数) (環境省)500,671(千円)の内数</p> <p>平成28年度(当初予算): (厚生労働省)150,129(千円)の内数 (経済産業省)544,949(千円)の内数 (環境省)485,176(千円)の内数</p>		
5. 今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、化学物質審査規制法に基づき適切な化学物質規制を実施する。 ・化学物質審査規制法については、平成21年の法改正時の附則で施行後5年を経過した場合の見直しが規定されていることから、所要の検討を進める。 		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当項目:(4)</p> <p>化学物質審査規制法の施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行うため、関係省において平成27年8月に「化審査法施行状況検討会」を設置し、検討を開始した。平成28年3月に報告書を取りまとめたところであり、平成28年度も更なる検討を進める。</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	32	府省名	ア)厚生労働省 イ)経済産業省 ウ)環境省
部局名	ア)医薬・生活衛生局 イ)製造産業局 ウ)総合環境政策局環境保健部	課室名	ア)審査管理課化学物質安全対策室 イ)化学物質管理課化学物質安全室 ウ)環境保健企画管理課化学物質審査室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	b)化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質含有製品の適正な取扱い		
2. 施策等の目的・概要	<p>POPs条約において廃絶・制限対象とすることとされた化学物質については、化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入・使用を原則禁止するとともに、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものについて、輸入を禁止する措置を講じている。</p> <p>また、化学物質審査規制法では、第一種特定化学物質が使用されている製品については、第一種特定化学物質が製品から環境中に放出される量を可能な限り抑えるため、その取扱いに係る技術上の基準や環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定めることとしている。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第7回締約国会議の議論を踏まえ、平成28年3月に化学物質審査規制法施行令を改正し、新たに条約上の廃絶対象とすることが決定された塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを第一種特定化学物質に指定(同年4月1日施行)するとともに、当該物質が使用されている場合に輸入することができない製品群を指定(同年10月1日施行予定)した。(再掲) 平成22年4月1日付けで第一種特定化学物質に指定されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩については、例外的に一部の用途への使用を認めており、当該物質が使用された製品の取扱いに係る技術上の基準及び環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定めている。なお、PFOS又はその塩の使用に係る届出が平成22年度に2件あり、平成27年度までに使用事業廃止の届出がなされた。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): (厚生労働省)215,011(千円)の内数 (経済産業省)499,142(千円)の内数 (環境省)313,293(千円)の内数		
	平成27年度(執行ベース): (厚生労働省)出納整理期間中(当初予算:170,075(千円)の内数) (経済産業省)出納整理期間中(当初予算:567,000(千円)の内数) (環境省)282,575(千円)の内数		
	平成28年度(当初予算): (厚生労働省)150,129(千円)の内数 (経済産業省)544,949(千円)の内数 (環境省)261,980(千円)の内数		
5. 今後の課題・方向性等	POPs条約に基づく廃絶・制限対象物質について、化学物質審査規制法において引き続き適切に対応する。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	33	府省名	ア)経済産業省 イ)環境省
部局名	ア)製造産業局 イ)総合環境政策局環境保健部、水・大気環境局	課室名	ア)化学物質管理課 イ)環境保健企画管理課水銀対策推進室、大気環境課
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進 b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	ライフサイクル全体における水銀対策の推進		
2. 施策等の目的・概要	水銀のライフサイクル全体に係る対策を定めた水銀に関する水俣条約について、国内での取組を着実に推進する。		
3. 施策等の実施状況・効果	平成25年10月に我が国で水銀に関する水俣条約が採択されたことを受け、我が国における今後の水銀対策が中央環境審議会等において審議された。同審議の結果を踏まえ、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)及び大気汚染防止法の一部を改正する法律を国会に提出、平成27年6月に同法が成立した。なお、我が国は、これらを含む国内措置の整備を経て、平成28年2月に同条約を締結している。		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): (環境省)水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討(39,000千円)、水銀大気排出実態調査等に係る調査業務(12,000千円) (経済産業省)なし		
	平成27年度(執行ベース): (環境省)水俣条約担保法施行準備経費(44,000千円)、水銀大気排出実態調査等に係る調査業務(95,000千円) (経済産業省)なし		
	平成28年度(当初予算): (環境省)水俣条約担保法施行準備経費(55,000千円)、水銀大気排出対策推進事業費(36,000千円) (経済産業省)化学物質規制対策事業費544,494(千円)の内数		
5. 今後の課題・方向性等	条約の発効時期を見据え、関係府省庁とともに、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するための計画の策定をはじめ、水銀汚染防止法及び大気汚染防止法等の円滑な施行のための準備を進める。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当項目:(2) 指摘事項を踏まえ、水銀汚染防止法及び大気汚染防止法等の円滑な施行を図ることとしている。		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	35	府省名	ア)農林水産省 イ)環境省
部局名	ア)消費・安全局 イ)水・大気環境局	課室名	ア)農産安全管理課農業対策室 イ)土壌環境課農業環境管理室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進
1. 施策等の名称	農薬取締法における規制等の実施		
2. 施策等の目的・概要	<p>農薬は、定められた使用方法で使用した場合に、病害虫防除等の効果がなければならないことはもちろんであるが、人の健康や環境への悪影響が生じないかについても審査した上で登録している。また、人の健康や環境への悪影響を防止するためには、農薬の使用に当たって、定められた使用方法を遵守する必要があることから、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(農林水産省・環境省令)を定め、適用農作物等の範囲、農薬の使用量、回数、使用時期等の使用基準の遵守等を義務づけるとともに、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の適正使用を推進している。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録に際し、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性等について厳格に審査するとともに、農薬ごとに使用方法を定め、その遵守の徹底を図っている。 ・農薬の安全かつ適正な使用、使用中の事故防止、環境に配慮した農薬の使用等を推進するため、毎年6月～8月までの3ヶ月間、農薬危害防止運動を実施している。 ・公園等の公共施設の植物、街路樹や住宅地に近接する農地及び森林等(住宅地等)において農薬を使用する際、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないよう、住宅地等における農薬使用時の農薬使用者の遵守すべき事項を示した「住宅地等における農薬使用について」(農林水産省及び環境省の局長連名通知)を平成25年4月に改正し、物理的防除等による農薬使用回数及び量の削減や農薬の飛散の防止、幅広い事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するなど、同通知に基づく指導を徹底している。 ・環境省は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を平成22年5月に策定(平成25年1月改訂)し、農薬の使用に伴う周辺への悪影響が生じないよう周知している。 ・農林水産省は、平成25～26年度の消費・安全対策交付金により、農薬使用者等への農薬の適正使用・管理の徹底に向けた取組、農薬の飛散・農産物等への残留調査及び飛散防止技術等の効果を確認する取組を支援した(平成27年度も支援を実施中)。 ・環境省は、ゴルフ場において農薬が適正に使用され、水質汚濁を未然に防止するため、暫定指導指針を定め、ゴルフ場排水中の農薬濃度が指針値を超過しないよう指導している。これに基づき、都道府県等で調査を行っており、平成26年度は全国で17,328検体の水質調査が行われ、指針値の超過は見られなかった。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): (農林水産省)3,010,224千円の内数(消費・安全対策交付金のうち農薬の適正使用等の総合的な推進) (環境省)なし		
	平成27年度(執行ベース): (農林水産省)出納整理期間中[当初予算:2,062百万円の内数(消費・安全対策交付金のうち農薬の適正使用等の総合的な推進)] (環境省)なし		
	平成28年度(当初予算): (農林水産省)1,810百万円の内数(消費・安全対策交付金のうち農薬の適正使用等の総合的な推進) (環境省)なし		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き農薬登録に際し厳格な審査を行いつつ、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の使用基準の遵守等、農薬の適正使用の指導を推進するほか、現行の使用規制が適切なものとなっているか知見の集積・検証に努める。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	36	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	大気環境課
重点検討項目	重点検討項目②: ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	大気汚染防止等規制		
2. 施策等の目的・概要	大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進を図るため、固定発生源から排出された大気汚染物質量の調査や都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査を実施する。		
3. 施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、大気汚染防止法の規制事務を行う159自治体に対し、同法の規制施設に係る届出状況や規制事務実施状況に関する施行状況について調査を実施。また、その結果を取りまとめ環境省ホームページへ公表している。(毎年度) ・平成27年度は、ばい煙発生施設を設置する事業者に対して、工場・事業場から排出されるばい煙(SOX、NOx、ばいじん)の排出状況について調査を実施し、現在集計中。(3年周期) ・平成28年度は、平成27年度に環境省が実施した調査結果及び自治体の実施した独自調査の調査結果を併せ、環境省ホームページへ公表する予定。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 8,522千円の内数 平成27年度(執行ベース): 50,204千円の内数 平成28年度(当初予算): 45,184千円の内数		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、大気汚染物質の排出状況及び大気汚染防止法で規定する施設等の届出状況等について把握を行う。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	37	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	大気環境課
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置
1. 施策等の名称	事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置		
2. 施策等の目的・概要	大気汚染防止法第17条により、ばい煙発生施設を設置している事業者等及び都道府県知事には事故時の措置が規定されている。 事故等により化学物質が環境へ排出された場合には、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることがないよう地方自治体と連携の上、適正に対応する。		
3. 施策等の実施状況・効果	事故等が発生した場合には、地方自治体等と連携の上、大気汚染防止法に基づいて適正に対応している。		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):なし		
	平成27年度(執行ベース):なし		
	平成28年度(当初予算):なし		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、地方自治体等と連携の上、大気汚染防止法に基づいて適正に対応する。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	38	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	総務課ダイオキシン対策室
重点検討項目	重点検討項目②: ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策		
2. 施策等の目的・概要	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境の汚染の状況を監視するとともに、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成24年8月)(以下、「削減計画」という。)に基づき、ダイオキシン類の排出の削減に取り組む。		
3. 施策等の実施状況・効果	大気や水質のダイオキシン類濃度はほぼ全国的に環境基準を達成している。平成26年におけるダイオキシン類の推計排出量(121~123g-TEQ/年)は、削減計画における目標量(176g-TEQ/年)を下回っており、ダイオキシン類の排出量は着実に減少している。		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 66,961千円		
	平成27年度(執行ベース): 53,751千円		
	平成28年度(当初予算): 48,302千円		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、ダイオキシン類による環境の汚染の状況を監視するとともに、削減計画に基づきダイオキシン類の排出の削減を推進する。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし。		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	39	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	水環境課、土壌環境課地下水・地盤環境室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	水質汚濁防止法(排出水の排出等の規制)の推進		
2. 施策等の目的・概要	<p>(目的) 工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(概要) 汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される排水又は地下水に浸透する浸透水について、28有害物質等の排水基準又は地下浸透基準を定め、これらに適合しない排出・浸透を規制している。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>○工場排水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、カドミウムに関する排水基準の見直しを行った。 ・平成27年度は、1,4-ジオキサン等の暫定排水基準及びトリクロロエチレンの排水基準を見直すとともに、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて検討を行った。 ・平成28年度は、上記3項目のほか、亜鉛及びカドミウムの暫定排水基準を見直す予定である。 <p>○地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討(平成26年度で終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、平成23年の改正水質汚濁防止法の円滑な施行に向けて、改正法に関する説明会を全国9会場でのべ14回行った。また、管理要領等の策定の手引きを作成し、HPで公開した。 ○地下浸透規制のあり方検討(平成27年度から新規) ・平成27年度は、地下浸透規制のあり方について検討するため、重金属等15項目について環境中の挙動に関する科学的知見の収集等を行った。 ・平成28年度は、引き続き地下浸透規制のあり方について検討を進め、揮発性有機化合物等の14項目を中心に環境中の挙動に関する科学的知見の収集等を行う予定である。 		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 7,776千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 7,020千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 12,151千円</p>		
5. 今後の課題・方向性等	排出基準等に不適合の事業者について、引き続き、基準等に適合させるように自治体による事業者指導を徹底することが必要。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	40	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	水環境課、土壌環境課地下水・地盤環境室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置
1. 施策等の名称	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の届出		
2. 施策等の目的・概要	<p>(目的) 工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(概要) ・特定事業場等の設置者は、特定施設等の破損その他の事故の発生により、有害物質等を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき、直ちに応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。 ・特定事業場等の設置者が応急の措置を講じていないと認めるとき、都道府県知事は応急の措置を講ずることを命ずることができる。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>水質汚濁防止法施行状況調査(平成26年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故時の届出 667件(公共用水域)、77件(地下水) ・措置命令 0件 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): なし		
	平成27年度(執行ベース): なし		
	平成28年度(当初予算): なし		
5. 今後の課題・方向性等	水環境の保全のために事故を発生させた事業者に対して、都道府県による適正な指導の実施が必要。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	41	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	水環境課
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置
1. 施策等の名称	水環境の危機管理・リスク管理推進事業		
2. 施策等の目的・概要	<p>平成24年5月に発生した利根川水系における取水障害により、化学物質は物質そのものの有害性に関係なく、大きな環境リスクを与えうることが判明した。</p> <p>水環境の安全・安心を確保するためには、従来の有害物質だけでなく、こうした物質についても、平常時に水質事故を未然に防止するための適切なリスク管理がなされ、水質事故時には迅速な原因究明により被害拡大防止を図ることができるようにしておく必要がある。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>・平成26年度は、未規制の化学物質3項目について、各項目毎に5事業場を対象として、工場・事業場からの排出実態の把握に関する調査を実施した。また、全国の公共用水域(48地点)において、未規制の化学物質2項目について、存在状況の把握のための調査を実施し、知見の集積を図った。</p> <p>・平成27年度は、未規制の化学物質10項目、計32事業場を対象として、工場・事業場からの排出実態の把握に関する調査を実施した。また、全国の公共用水域(47地点)において、未規制の化学物質10項目について、存在状況の把握のための調査を実施し、知見の集積を図るとともに、今後のリスク管理方針について検討を行い、今後優先的に取組を進めていくべき物質について結論を得た。</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):24,840千円</p> <p>平成27年度(執行ベース):42,660千円</p> <p>平成28年度(当初予算):-</p>		
5. 今後の課題・方向性等	今後の水環境の危機管理・リスク管理事業のリスク管理方針についてのとりまとめ結果を踏まえ、必要な措置について検討していくこととしている。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	42	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	土壌環境課
重点検討項目	重点検討項目②: ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応
1. 施策等の名称	土壌汚染対策法における取組		
2. 施策等の目的・概要	<p>(目的) 土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること。</p> <p>(概要) 土壌汚染対策法の施行状況調査を行い、土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県等が把握している特定有害物質による土壌汚染事例を把握し、整理することにより、土壌汚染調査・対策の現状について実態を把握するとともに、調査・対策・運搬・処理の課題の抽出・改善を行う。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>○平成26年度施行状況調査結果の概要(平成25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設の使用廃止件数: 1,352件(1080件) ・法3条契機による土壌汚染状況調査の結果報告件数: 276件(240件) ・形質変更時の届出件数: 10,596件(10,848件) ・特定有害物質による汚染のおそれのある土地の調査命令の発出件数: 158件(142件) ・法4条契機による土壌汚染状況調査の結果報告件数: 146件(150件) <p>※全国の47都道府県及び111(110)政令市の土壌汚染担当部局を対象</p> <p>○土壌汚染対策法の平成22年の改正の際の附則において施行後5年を経過したことを受け、土壌汚染対策に関する制度・運用上の課題等を抽出し、今後の方向性を検討。</p> <p>○汚染土壌の運搬や処理業に関するガイドラインを平成27年7月に改訂し、汚染土壌の処理の適正化を推進。</p> <p>○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等については、中央環境審議会での検討を経て、平成26年8月に1,1-ジクロロエチレンについて土壌溶出量基準値等を改めるとともに、平成27年3月にクロロエチレンについて土壌汚染対策法に基づく特定有害物質として指定を行った。</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 市街地土壌汚染対策費 178,947千円の内数		
	平成27年度(執行ベース): 市街地土壌汚染対策費 183,819千円の内数		
	平成28年度(当初予算): 土壌汚染対策費 287,883千円の内数		
5. 今後の課題・方向性等	<p>平成28年度以降も、土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県等が把握している土壌汚染事例を把握し、整理することにより、土壌汚染調査・対策の現状について実態把握を行う。</p> <p>さらに、この結果を踏まえて、土壌汚染調査・対策手法、汚染土壌の適正な運搬・処理方法について検討し、必要な改善を図る。</p>		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	43	府省名	ア)農林水産省 イ)環境省
部局名	ア)消費・安全局 イ)水・大気環境局	課室名	ア)農産安全管理課 イ)土壌環境課
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	o) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応
1. 施策等の名称	農用地土壌汚染防止法における取組		
2. 施策等の目的・概要	<p>(目的) 農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去等のために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資すること。</p> <p>(概要) 農用地土壌汚染防止法に基づき、常時監視により汚染が発見された地域を都道府県知事が農用地土壌汚染対策地域として指定することができる。指定した際には、当該対策地域について対策計画を策定した上で土壌汚染対策を実施。</p>		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値以上検出等地域の累積面積が7,592 ha (平成26年度末現在)。 ・このうち、対策地域の指定がなされた地域の累積面積は 6,609 ha。 ・対策事業等が完了している地域は 6,975 haで、基準値以上検出等地域の面積の91.9%。 		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 56,155,255千円の内数</p> <p>平成27年度(執行ベース): 28,015,000千円の内数</p> <p>平成28年度(当初予算) : 農村地域防災減災事業 50,768,166千円の内数 強い農業づくり交付金 20,784,773千円の内数</p>		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、特定有害物質及びその他の物質に関する知見の充実に努めるとともに、農村地域防災減災事業等による客土等の土壌汚染対策の取組を進める。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	44	府省名	環境省
部局名	水・大気環境局	課室名	水環境課海洋環境室
重点検討項目	重点検討項目②: ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置
1. 施策等の名称	油等汚染対策国内対応事業		
2. 施策等の目的・概要	「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC条約)及び「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」(OPRC-HNS議定)に基づき策定された「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」において、作成することとなっている脆弱沿岸海域図を最新の情報に基づき更新し、もって油や危険物質及び有害物質の流出事故及び有害危険物質流出事故における野生生物の保護、漁場等の保全等の対策の決定に資するもの。		
3. 施策等の実施状況・効果	平成26年度は、自然公園等の追加による基礎情報の更新及び脆弱沿岸海域図の利便性を図るため、「地形」、「生態区分」及び「生物対象群」の情報を統合し、各沿岸の脆弱性を表示する「脆弱沿岸総合評価図」を作成し、情報をウェブサイトに掲載した。 平成27年度は、脆弱沿岸海域図の海岸線情報について更新を行い、情報をウェブサイトに掲載した。 平成28年度は、引き続き最新のデータ及び影響評価手法に基づき脆弱沿岸海域図の更新を実施するとともに、本情報をウェブサイトに掲載等する。		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 2,840千円 平成27年度(執行ベース): 2,655千円 平成28年度(当初予算): 2,655千円		
5. 今後の課題・方向性等	今後は、より広く情報提供を行うため、引き続き最新のデータ及び影響評価手法に基づき脆弱沿岸海域図の更新を実施するとともに、本情報をウェブサイトへの掲載方法を工夫する。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当無し		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	45	府省名	環境省
部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	課室名	産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理		
2. 施策等の目的・概要	環境中で有害性が懸念される物質等を含有する廃棄物の廃棄に伴うリスクを低減し、生活環境保全上の支障等の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>有害性が懸念される物質等を含有する廃棄物の適正処理を推進するため、以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、水銀廃棄物の安定化・固型化試験、カドミウムに係る最終処分場放流水等の実態調査等を実施し、その結果、今後の水銀廃棄物の適正処理方策の取りまとめを行った。 ・平成27年度は、水銀廃棄物の安定化・固型化物の長期安定性試験、トリクロロエチレンに係る最終処分場放流水等の実態調査等を実施し、その結果、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定、水銀使用廃製品の分別回収ガイドラインの作成、カドミウムに関する廃棄物処理法上の各基準値の強化等を行った。 ・平成28年度は、水銀廃棄物の安定化・固型化試験のスケールアップ化、退蔵されている水銀使用廃製品の回収促進事業の全国展開、感染性廃棄物処理マニュアルの改訂に向けた実態調査等を実施する予定。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 64,030千円		
	平成27年度(執行ベース): 122,768千円		
	平成28年度(当初予算): 155,475千円		
5. 今後の課題・方向性等	当該事業は、国内での知見の集積等により、有害性が懸念される物質を含有する廃棄物の適正処理方策を調査・検討するものである。今後も、知見の集積を行い、適正処理方策を確保すべき物質について、その特性を踏まえて体系的な整理を行いつつ、対応を検討する必要がある。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>(2)化学物質によるリスク対策を関係主体間の緊密な連携の下、有機的に連携させつつ効果的かつ包括的に推進することが重要である。具体的には、関係省庁・機関が連携を図りつつ、ライフサイクル全体を考慮したリスク評価を可能とする手法を調査検討し、実用化を目指すとともに、各種モニタリング等の効率的な利用を図ることが必要である。また、化学物質の製造から廃棄に至るライフサイクル全体を通じた環境リスクを一層低減する観点から、使用から廃棄に至る継ぎ目のない化学物質の管理を目指すと共に、化学物質と環境に関する政策対話等の場を活用し、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図るべきである。さらに、水銀のライフサイクル全体に係る対策を定めた水銀に関する水俣条約について、国内での取組を着実に推進することが求められている。</p> <p>(対応の進捗状況) 水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物の適正処理方策として、平成27年2月に中央環境審議会において「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」が取りまとめられた。本答申を踏まえ、平成27年11月に廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令、同年12月に廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令等が公布された。</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	46	府省名	環境省
部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	課室名	産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	ストックホルム条約対象物質含有製品の廃棄物処理に向けた処理方策等の検討		
2. 施策等の目的・概要	ストックホルム条約(POPs条約)で規制対象とされた環境中で有害性等が懸念される化学物質(POPs)を含有する廃棄物の廃棄に伴うリスクを低減し、生活環境保全上の支障等の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>POPsを含有する廃棄物の適正処理を推進するため、以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)含有廃棄物の分解処理実証試験、POPs条約規制対象候補物質に関するフロー調査等を実施し、その適正処理方策の検討を行った。 ・平成27年度は、POPs廃農薬、PFOS含有廃棄物の処理状況のレビュー、プロモジフェニルエーテル(POP-BDEs)のリサイクルに関する実態調査、ヘキサクロロブタジエン(HCBBD)含有廃棄物の分解処理実証試験等を実施し、その結果、臭素系難燃剤を含有する廃棄物の技術的留意事項案の作成等を行った。 ・平成28年度は、廃棄物処理法による規制を見据えて、臭素系難燃剤を含有する廃プラスチック及び塩素系製剤を含有する処理木材の実測調査等を実施する予定。 		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):36,593千円</p> <p>平成27年度(執行ベース):47,207千円</p> <p>平成28年度(当初予算):41,680千円</p>		
5. 今後の課題・方向性等	当該事業は、POPsを含有する廃棄物の適正処理方策を調査・検討するものである。今後も、知見の集積を踏まえ、その特性を踏まえて体系的な整理を行いつつ、適正処理を確保するための施策を検討する必要がある。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	47	府省名	環境省
部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	課室名	産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	b)化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等の輸出入管理		
2. 施策等の目的・概要	バーゼル条約を適切に実施し、有害廃棄物等の不正輸出入の防止及び環境上適正な管理を推進する。		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に基づく特定有害廃棄物等の輸出入規制等を行うとともに、輸出入事業者等への法規制等に関する周知徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル法に基づく輸入承認件数:平成26年 125件 (平成27年実績は集計中) ・バーゼル法に基づく輸出承認件数:平成26年 79件 (平成27年実績は集計中) ・事前相談件数(環境省・経済産業省合計:平成27年度 49,721件 ・バーゼル法等説明会開催箇所:平成26年度 全国9箇所、平成27年度 全国11箇所 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	89,970千円	
	平成27年度(執行ベース):	81,288千円	
	平成28年度(当初予算):	137,907千円	
5. 今後の課題・方向性等	引き続き、バーゼル条約を適切に実施する。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	48	府省名	環境省
部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	課室名	ア)企画課リサイクル推進室 イ)廃棄物対策課 ウ)産業廃棄物課
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の 詳細記号	b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
1. 施策等の名称	家電リサイクル法及び自動車リサイクル法並びに廃棄物処理法の広域認定制度による拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進		
2. 施策等の目的・概要	家電リサイクル法及び自動車リサイクル法において、製造業者等に対し、各法律の対象品目について再資源化等の義務付けを行い、また廃棄物処理法の広域認定制度により、再資源化等を容易にするような設計等を求めている。		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>(家電リサイクル法)</p> <p>○拡大生産者責任に基づく特定家庭用機器の製造業者等による引取り・再商品化の義務が、化学物質管理の観点も含めた製品製造段階からの環境配慮設計の推進に寄与している。また、環境省では、特定家庭用機器が使用済みとなった後への影響を把握するため、定期的に、当該機器中の化学物質の含有量等について調査を行っている。</p> <p>○製造業者では、J-MOSSやRoHS指令への対応等に既に取り組みしており、その取組状況について平成27年度の産業構造審議会と中央環境審議会の合同会議で報告を行った。</p> <p>(自動車リサイクル法)</p> <p>○拡大生産者責任に基づく特定再資源化等物品(自動車破砕残さ及び指定回収物品並びにフロン類をいう。)の自動車製造業者等による引取り・再資源化の義務が、化学物質管理の観点も含めた製品製造段階からの環境配慮設計の推進に寄与している。</p> <p>また、経済産業省及び環境省では、毎年度、自動車製造事業者等に対し、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会議において化学物質の削減に関する自主取組の進捗状況を報告するよう求めている。さらに、環境省では自動車を使用済みとなった後への影響を把握するため、定期的に、自動車破砕残さ中の化学物質の含有量等について調査を行っている。自主取組が進んだ結果、例えば鉛については1台当たり平均100g前後まで削減される等の効果を上げている。</p> <p>加えて、環境省では、平成27年度に使用済自動車に係る自動車部品等の有害物質を含む成分分析を行うとともに、今後の含有傾向の将来予測に関する調査を行った。</p> <p>(廃棄物処理法)</p> <p>○廃棄物処理法に基づく広域認定制度は、拡大生産者責任に則り、製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めることにつながり、拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進に寄与している。</p> <p>広域的処理認定業者認定状況(平成28年3月末現在) 一般廃棄物広域的処理認定実績 96件 産業廃棄物広域的処理認定実績 253件</p>		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):27,000千円(自動車リサイクル推進事業費)</p> <p>平成27年度(執行ベース):28,080千円(自動車リサイクル推進事業費)</p> <p>平成28年度(当初予算):37,000千円(家電リサイクル推進事業費) 23,000千円(自動車リサイクル推進事業費)</p>		
5. 今後の課題・方向性等	引き続き上記施策を実施するとともに、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法並びに廃棄物処理法に基づく広域認定制度を適正に施行する。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	49	府省名	環境省
部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	課室名	産業廃棄物課
重点検討項目	重点検討項目②: ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応
1. 施策等の名称	PCB特別措置法の取組推進		
2. 施策等の目的・概要	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定められた処理期限内の処理を確実に達成するため、平成13年に制定されたPCB特措法に基づき、国が中心となって立地地域の関係者の御理解と御協力の下、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の全国5カ所(北九州、大阪、豊田、東京、北海道(室蘭))の事業所に処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物の処理が進められている。高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限については、最短の事業エリアで平成30年度末とされているところ、この処理期限を延長することはできない。また、低濃度PCB廃棄物は、環境大臣が認定する無害化認定事業者又は都道府県知事が許可する特別管理産業廃棄物処理業者において処理が実施されており、平成28年2月現在、無害化認定事業者数は28事業者、特別管理産業廃棄物処理業者は2事業者となっており、今後も増加する見込みである。		
3. 施策等の実施状況・効果	PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数 平成24年度 156,202台(進捗率 47.4%) 平成25年度 194,304台(進捗率 56.0%) 平成26年度 228,124台(進捗率 65.7%)		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ペース): 131,543千円 平成27年度(執行ペース): 167,415千円 平成28年度(当初予算): 150,000千円		
5. 今後の課題・方向性等	<p>今後の課題としては、都道府県等に届け出がされていないPCB廃棄物について、高濃度PCB使用製品・廃棄物の使用実態、保管実態の全容を把握するための掘り起こし調査の強化、相当数存在するとされる使用中の高濃度PCB使用製品への対応強化、処理が滞っているPCB廃棄物について、確実な処理のための対応強化等が挙げられる。これらの課題に対応し、PCB廃棄物を安全かつ確実に一日でも早く処理期限内に処理を完了するため、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、平成26年6月のPCB廃棄物処理基本計画変更後の取組状況についてフォローアップを行った。その結果を踏まえ、検討委員会において、平成28年2月に取りまとめられた報告書「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」の追加的方策を踏まえ、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を今国会に提出した。その概要としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めること ・JESCOの計画的処理完了期限の一年前までに高濃度PCB廃棄物をJESCOへ処分委託することを義務付けるとともに、期限を超えても処分委託をする見込みのない事業者への改善命令を可能とすること ・地方公共団体による行政代執行の制度を導入すること ・使用中の高濃度PCB含有機器等について一定の期限内での廃棄を義務付けるとともに、廃棄期限を経過した高濃度PCB含有機器等は廃棄物とみなして廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びPCB特措法の規定を適用すること ・PCB含有機器等を保有している事業者又はそのおそれのある事業者への地方公共団体による報告徴収及び立入調査権限を強化すること ・高濃度PCB含有機器等のうち、電気事業法の規制の対象となる電気工作物(トランス、コンデンサ等)は、同法に基づいて使用の廃止等に向けた措置を講じるものとするため、環境大臣から経済産業大臣に対して電気事業法に基づき必要な措置を講ずる等の要請を行うことができること ・関係者間の連携を推進すること <p>以上の取組により、処理期限内に一日でも早く安全かつ確実にPCB廃棄物の処理の完了を推進していくこととしている。</p>		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>該当項目:(10) 第2回点検で指摘された今後の課題は、都道府県市に届出されていない機器の掘り起こしに係る取組等のより一層の推進と、環境省、JESCO、都道府県市、経済産業省、事業者団体等の関係機関の更なる連携についてである。都道府県市が実施する掘り起こし調査の効率化のため、電気事業法の届出データ等を基に調査対象事業者を絞り込んだデータを環境省で作成し、都道府県市に提供する予定としており、引き続き都道府県市に届出されていない機器の掘り起こしに係る取組等を推進する。今後、都道府県市における掘り起こし調査の実施状況等を定期的に把握し、公表する予定である。また、今国会に提出した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」においては、都道府県市が高濃度PCB廃棄物・使用製品の存在を徹底的に掘り起こすことができるよう、報告徴収や立入検査権限の強化を図る内容となっている。さらに、関係機関の連携を一層図るため、環境省、経済産業省、都道府県等、電気保安関係者、PCB使用機器製造者等で構成する早期処理関係者連絡会を設置し、全国版会合を平成27年2月に開催するとともに、JESCOの5地域ごとの第1回会合を平成27年7月から10月に、第2回会合を平成28年3月に開催し、関係者の取組の進捗管理及び意見交換等による連携強化を実施したところ。今後も引き続き連絡会を開催して関係機関による連携強化を図っていく。</p>		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	50	府省名	農林水産省
部局名	消費・安全局	課室名	農産安全管理課農薬対策室
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応
1. 施策等の名称	埋設農薬処理の進行管理		
2. 施策等の目的・概要	埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、都道府県等の要望に応じ、埋設農薬についての処理計画策定や、環境調査、周辺環境への悪影響の防止措置の取組を支援している。		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>平成18年度から、都道府県における埋設農薬の取組を「消費・安全対策交付金」により支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、消費・安全対策交付金(埋設農薬処理の進行管理)により、全国61ヶ所の取組みに対する支援を行った。 ・平成27年度は、消費・安全対策交付金(埋設農薬処理の進行管理)により、全国59ヶ所の取組みに対する支援を行った。 ・平成28年度は、消費・安全対策交付金(埋設農薬処理の進行管理)により、全国の取組みに対する支援を行う予定。 		
4. 施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 3,010,224千円(消費・安全対策交付金)の内数		
	平成27年度(執行ベース): 出納整理期間中(当初予算:2,062,000千円(消費・安全対策交付金)の内数)		
	平成28年度(当初予算): 1,810,000千円(消費・安全対策交付金)の内数		
5. 今後の課題・方向性等	都道府県における埋設農薬の管理・処理が円滑に進むよう、埋設農薬の処理計画の策定及び進行管理に対する支援や、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前及び事後等を行う環境調査に対する取組を、同交付金により今後も継続し支援する予定。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	51	府省名	海上保安庁
部局名	警備救難部	課室名	環境防災課
重点検討項目	重点検討項目②:ライフサイクル全体のリスクの削減	検討内容の詳細記号	d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置
1. 施策等の名称	海上における環境・防災対策の充実強化		
2. 施策等の目的・概要	船舶の火災、衝突、乗揚げや沈没等の事故が発生し、これら事故に伴って油や有害液体物質が海に流出した場合、自然環境や付近住民の生活に甚大な悪影響を及ぼすことから、巡視船艇や航空機に必要な資機材を整備するとともに、現場職員の訓練・研修等を通じ、対処能力強化を推進し、また、関係者への適切な指導、助言、国内外の関係機関との連携強化を通じて、迅速かつ的確な対処に努めている。		
3. 施策等の実施状況・効果	<p>海上保安庁が防除措置を講じた油排出事故件数は以下のとおり。 平成26年 125件 平成27年 138件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油等防除資機材の予算要求を行い、既存資機材の更新等の整備を行った。 ・専門機関による油流出事故に係る防災研修・訓練を実施するとともに、油流出事故を想定した油防除資機材等を使用した海上訓練等及び有害液体物質等流出事故対応に係る防災研修を実施した。さらに、関係機関と連携した合同防災訓練等に参画することで連携強化を図った。 ・各地の排出油等防除協議会や地方公共団体等と合同訓練を実施する等の対応能力の強化を図った。 ・平成26年には、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)における取組みの一つとして日露合同油防除訓練を実施した。 		
4. 施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 102,598千円の内数 平成27年度(執行ベース): 99,962千円の内数 平成28年度(当初予算): 96,722千円の内数</p>		
5. 今後の課題・方向性等	油及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、引き続き資機材の整備、現場職員の訓練及び研修、関係機関との連携強化に努めていく。		
6. 第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		